

北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針

令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

北海道教育委員会教育長決定

1 基本的方針

本取扱方針は、北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「遺骨等」という。）の取扱いについて定めるものである。

発掘・発見された出土地域が明らかであるアイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第 61 会期平成 19 年 9 月 13 日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成 26 年 6 月 20 日閣副第 363 号、26 文科振第 126 号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月閣副第 831 号、30 文科振第 336 号、国北総第 91 号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 15 日 4 文庁第 1600 号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、アイヌ遺骨等に該当しない近世以前の遺骨等の取扱いは、「出土品の区分について」（平成 11 年 11 月 19 日付け教文第 5212 号北海道教育委員会教育長通知）のとおりとする。

2 遺骨等の発見

埋蔵文化財の調査のための発掘及び遺跡の発見等で遺骨等が発見された場合、発見者は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 100 条に基づき、警察署長に遺骨等を提出する。警察署長が遺骨等を文化財と認め、文化財保護法第 101 条に基づき、北海道教育委員会に遺骨等を提出した場合、北海道教育委員会は、発見者から当該遺骨等の出土情報及び必要に応じてアイヌ遺骨等に該当するかを聴取する。

なお、文化財保護法第 100 条第 2 項に規定する指定都市等の教育委員会は、遺骨等を文化財と認定した場合、北海道教育委員会に報告する。報告を受理後、北海道教育委員会は発見者から当該遺骨等の出土情報及び必要に応じてアイヌ遺骨等に該当するかを聴取する。

3 情報の周知

文化財保護法第105条第1項に基づき、北海道に遺骨等の所有権が帰属した後、当該遺骨等の出土情報等の周知を北海道教育委員会のホームページにおいて行う。この情報に基づき、当該遺骨等がアイヌ遺骨等に該当すると考える者は、その根拠の説明を添えて北海道教育委員会に意見を提出する。

4 アイヌ遺骨等に該当するかの確認

上記3により提出された意見とその根拠を勘案し、アイヌ遺骨等に該当するとの意見が妥当と判断した場合、出土地域特定遺骨等として北海道教育委員会のホームページにおいて公表する。

なお、提出された意見が妥当でないとして判断した場合、当該遺骨等は「出土品の区分について」のとおり取り扱うこととする。

5 地域返還

出土地域特定遺骨等については、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（「出土地域アイヌ関係団体」）に地域返還するため、次の手続を行う。

(1) 地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

(2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるか確認するものとする。

ウ 申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、その周知を開始した日から3か月を経過した日又は上記4の公表を開始した日から6か月を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。

オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

話合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記ア以下の手続を行うものとする。

カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合又は上記オの話合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施

ア 上記(2)により、出土地域特定遺骨等に係る地域返還対象団体を特定した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

6 地域返還が実施できない場合の取扱い

文化財保護法第 105 条第 1 項に基づき、北海道に所有権が帰属した出土地域特定遺骨等のうち、次のいずれかに該当するものについては、発見者等が適切に保管、又は国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管することを国と協議する。

(1) 上記 5 (1) の返還申請受付開始から 6 か月間、地域返還の申請がなかった場合。

(2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、上記 5 (2) において当該遺骨等の地域返還対象団体の特定に至らなかった場合。

7 出土地域の市町村教育委員会への譲与

(1) 上記 5 (1) の地域返還の申請がなされる前に「北海道出土文化財取扱要綱」（平成 13 年 4 月 11 日北海道教育委員会教育長・出納局長決定）第 14 条に基づき、出土地域の市町村教育委員会から譲与申請があった場合、当該市町村に出土地域特定遺骨等を譲与し、以降の取扱いは当該市町村の判断に委ねるものとする。

(2) 上記 5 (1) の地域返還の申請以降に出土地域の市町村教育委員会から譲与申請がなされた場合は、上記 5 (2) の確認において、地域返還対象団体が特定されなかったとき、譲与するものとする。